

工事整備対象設備等着工届出書

消防法施行令第36条の2【消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備】に規定する消防用設備等の設置に係る工事の前に必要な届出です。（軽微な工事に該当するものを除く。）

甲種消防設備士は、その工事に着手しようとする日の10日前までに届出の必要があります。

届出・申請方法

窓口及び郵送	電子申請
消防本部予防課でのみ受付可（※）	可（※）

※郵送及び電子申請については、消防本部予防課と事前協議済みのものに限りします。

届出先及び届出・申請手順

●届出先

消防本部予防課

●届出・申請手順

1. 窓口に提出する場合（持参する書類等）【各2部（正・副）】

- 工事整備対象設備等着工届出書
- 防火対象物及び当該消防用設備等の概要表
- ほか、各設備に応じて消防用設備等の着工届に係る運用について（通知）に記載されたもの

▲注意事項

- ・消防本部予防課の窓口での受付は、午前8時30分～午後5時15分となります。（土、日、休日及び年末年始を除く）

2. 郵送する場合（封入する書類等）【各2部（正・副）】

- 上記「1. 消防本部予防課の窓口に提出する場合」に記載の書類等
- 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

▲注意事項

- ・郵送での受付は、消防本部予防課と事前協議済みのものに限りします。
- ・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

3. 電子申請する場合【各届出書1部（正）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課のメールアドレス yobou-e@fd-sakata.jp（電子申請専用）宛に送付してください。

▲注意事項

- ・ 電子申請での受付は、消防本部予防課と事前協議済みのものに限りです。
- ・ その他、電子申請に関する注意事項についてはホームページをご確認ください。

問い合わせ先

消防本部予防課

電話　：0234-31-7146（設備指導係）

メール：yobou-s@fd-sakata.jp（問い合わせ専用）